

## 令和5年川南町教育委員会第3回定例会会議録

- 1 日 時 令和5年3月30日（木）午前9時30分～午前10時50分
- 2 会 場 川南町生涯学習センター
- 3 出席者 坂本幹夫教育長、川添健一教育長職務代理者、  
富山美津子委員、本多京子委員、椎木祐司委員
- 4 欠席委員
- 5 関係職員 山本博課長、平部至識教育対策監、橋口実課長補佐、  
今井妙学校教育係長
- 6 議 事

### ○教育長

ただ今から令和5年川南町教育委員会第3回定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程についてお諮りいたします。お手元に配付のとおり、議事を進めてよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う声あり〕

それでは日程第1「会議録署名委員の指名」を行います。会議録署名委員は、申合せにより椎木祐司委員を指名します。

### ○椎木委員

はい。

### ○教育長

日程第2「前回の会議録の承認について」を議題とします。既に原案を配付しておりますが、会議録に記載した内容に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。したがって、原案どおり承認することに決定しました。日程第3「報告事項」を議題とします。まず私から行います。1ページを御覧ください。3月の報告事項でございます。主なものを報告します。まず、3月2日は県費負担教職員の内申書押印日でした。同日、町教育研究所の閉所式が行われました。3日は議会開会、午後からは、新中学校建設基本・実施設計業務委託の業者選定会がプロポーザル方式により行われました。7日に一般質問があり、一件のみの質問でした。8日以降は、議案審議や常任委員会が行われました。16日は中学校の卒業式。教育委員の皆様には参加していただきました。17日は、ホテルKAWAMI-NAオープン祝賀会に参加しました。20日は、議会最終日で討論採決が行われ、教育委員会関係の議案はすべて可決されました。21日はスプリングコンサート。22日は町地域婦人連絡協議会総会。23日は小学校の卒業式が行われ、各委員には参加していただきありがとうございました。本日が教育委員会定例会、その後、サンA川南文化ホールネーミングライツ調印式、午後からは教職員送別式となっていますので、参加をお願いします。次に、4月の予定となります。3日は辞令交付式。初期研修者が養護教諭も含めて小学校に5名、中学校に1名、計6名いますので、私の方で研修会を進めていきます。午後から教職員着任式、

町校長会、その後、ランドセルカバー等の贈呈式があります。5日は、運動部活動指導員任用に係る研修会が行われます。7日は学校運営協議会委嘱状交付式及び第1回全体会を行います。11日は中学校入学式。12日は小学校入学式となっています。15日は、川南湿原の開園式が午前9時から行われます。19日には町教頭会と社会教育委員第1回会議があります。20日は県市町村教育長連絡協議会。25日は町教育研究所の開所式が行われます。26日は町育英会理事会、終了後に教育委員会定例会を予定しています。29日はスポーツ少年団入団式が行われます。私からは以上です。次に課長お願いします。

#### ○課長

1番目、令和5年度一般会計予算を3月議会に提案し可決されました。教育課関係の主なものについて、掲載していますので御確認ください。

2番目、令和5年度小中学校入学式出席者についてです。4月11日（火）に中学校、4月12日（水）に小学校の入学式が行われます。教育委員を割り振らせていただいていますので、御確認ください。以上です。

#### ○教育長

次に、教育対策監お願いします。

#### ○教育対策監

まず、児童生徒の状況についてです。

3月1日現在、本町の児童生徒数は、合計1239名であります。児童生徒の生命に係る事故や問題等については、特に挙がってきておりません。

フロンティアルームには、現在5名の児童生徒が通室しております。

次に教職員の状況についてですが、本年度、交通事故が5件、交通違反はありませんでした。カッコの中の数字は昨年度の件数で、本年度は交通事故、交通違反ともに昨年度より減少しております。これからも職員朝会等の折に、管理職から職員への交通安全に対する意識付けを図っていただこうと考えております。

これまでの行事ですが、そこに載せてある通りでございます。

今後の行事ですが、3日が町教職員着任式と校長会、7日が始業式、11日が中学校の入学式、12日が小学校の入学式、13日に町校長会、19日に町教頭会、25日に町教育研究所の開所式、そして26日に教育委員会定例会が計画されております。

その他でございます。一つ目の○、令和5年度ふるさと川南の教育の確実な推進についてであります。来年度の学校訪問は、唐瀬原中学校区が視察訪問、国光原中学校区が支援訪問になります。本年度同様、教育委員の皆様の御協力のほど、よろしく願いいたします。また、2月に行われた教育委員会定例会で承認していただきました「令和5年度ふるさと川南の教育」を各学校が意識して取り組んでいくよう4月の校長会で改めて説明したいと考えております。

次に、令和4年度のRST、リーディングスキルテストの分析結果及びその課題に対する取組と宮崎大学との連携状況等についてであります。別紙を御覧ください。本年度、町内の学校はリーディングスキルテストの分析結果を生かした読解力の向上に資する授業改善に宮崎大学と連携しながら取り組んで参りました。4ページ以降には、各学校から提出されたものをまとめて載せておりますので、のちほど御覧ください。1ページ

から3ページには私が各学校から出されたものに考察を付けてまとめたものを載せております。去る3月10日にこれらの資料を基に、宮崎大学の竹内先生と次年度の宮崎大学との連携の在り方について協議をしてきました。それを次年度に引き継ぎ、より一層充実した連携が宮崎大学と図られるようにしていきたいと考えております。

続いて、3つ目の○、年度末の生徒指導等の充実についてであります。3月の校長会におきまして、新年度のスタートが不登校傾向にある児童生徒を学校に復帰させることのできるチャンスなので、年度末に児童生徒や保護者と話し合う時間の計画をお願いしたところでございます。

最後の○、令和5年度の各学校の姿についてでございます。本年度と異なるところのみ説明いたします。川南小には新たにLD/ADHDの通級指導教室が1つ増設されております。次の通山小は小学校高学年一部教科担任制推進校に指定されております。続きまして、東小ですが、○○○○先生が宮崎大学の教職大学院で1年間、生活科の研究に取り組みます。多賀小は2年生と3年生の複式学級を解消するために、町雇用の常勤講師が1名配置されます。また、学級数が6学級になりますので、専科指導の先生が1名配置されます。さらに、通山小と同様に、多賀小は小学校高学年一部教科担任制推進校に指定されております。次の山本小も多賀小同様、2年生と3年生の複式学級を解消するために、町雇用の常勤講師が1名配置されます。国光原中につきましては、学級数の減少に伴い、国語科を指導する町雇用の非常勤講師が1名配置されます。

以上で、私の説明を終わります。

#### ○教育長

これまでの報告事項に対する質疑はありませんか。

#### ○川添委員

KAWAMI-NAの経営はどなたが行っているのですか。

#### ○課長補佐

所有者は、町出身の方で不動産事業等を営んでおられます。現在は、関東地区にお住いと聞いています。運営に関しては、町内にいる親族の方が行っているようです。

#### ○川添委員

わかりました。社会教育委員会議が予定されていますが、社会教育委員は何人で構成されていますか。

#### ○教育長

5名です。その他質疑はありませんか。

#### ○椎木委員

令和4年度のフロンティアルームの利活用状況を教えてください。

#### ○対策監

年間を通して5人です。うち1人はお試しとなっています。令和3年度とほぼ変わりはありません。

#### ○教育長

その他質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

他に質疑がなければ報告事項を終わります。日程第4、報告第1号「専決処分の報告

及び承認を求めるについて」を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

#### ○課長

報告第1号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」御説明いたします。

報告第1号につきましては、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなく専決処分しました専決第1号、専決第5号、専決第6号は、「川南町教育委員会職員の病気休暇の承認について」、教育委員会事務委任規則第4条第2項の規定により教育委員会の会議に報告し、その承認を求めるものでございます。

専決第1号及び専決第5号は、「川南町教育委員会職員の病気休暇の承認について」川南町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年川南町条例第18号）第16条の規定により、病気休暇を承認するものです。

当該職員は、教育課 ○○○○です。

期間は、専決第1号が令和5年2月6日から令和5年2月21日までと、専決第5号が、令和5年3月9日から令和5年3月30日までです。

専決第6号は、「川南町教育委員会職員の病気休暇の承認について」川南町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年川南町条例第18号）第16条の規定により、病気休暇を承認するものです。

当該職員は、教育課 ○○○○です。

期間は、令和5年3月15日から令和5年6月14日までです。

以上です。よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

#### ○教育長

以上で提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う声あり〕

これで質疑を終わります。これから報告第1号について、採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり承認することに、賛成の委員は挙手願います。

〔全員が挙手〕

全員賛成と認めます。したがって、報告第1号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」は、原案のとおり承認されました。日程第5、報告第2号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

#### ○課長

報告第2号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」御説明いたします。

報告第2号につきましては、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなく専決処分しました専決第2号、専決第4号、専決第7号、専決第8号、専決第9号及び専決第10号は、「県費負担市町村職員の任免その他進退に係る内申について」、教育委員会事務委任規則第4条第2項の規定により教育委員会の会議に報告し、その承認を求めるものでございます。専決第2号は、県費負担市町村職員の任免その他進退に係る内申について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第38条の規定により、2件の県費負担市町村職員の任免について内申するものです。

当該職員は、○○○学校任用職員○○○○氏で育児休業の承認を内申するものです。

期間は、令和5年3月10日から令和6年3月31日までです。

次に、〇〇〇〇学校任用職員の〇〇〇〇氏の休職について内申するものです。

期間は、令和5年4月1日から令和5年6月30日までです。

専決第4号は、〇〇〇〇氏で〇〇〇〇学校臨時的任用職員に内申するものです。

期間は、令和5年4月1日から令和6年3月7日までです。

専決第7号は、2件について内申するものです。

1件目は、〇〇〇〇氏で〇〇〇〇学校臨時的任用職員に内申するものです。

期間は、令和5年4月1日から令和5年6月30日までです。

次に、〇〇〇〇氏で〇〇〇〇学校臨時的任用職員に内申するものです。

期間は、令和5年4月1日から令和5年4月18日までです。

専決第8号は、2件について内申するものです。

1件目は、〇〇〇〇氏と〇〇〇〇氏で〇〇〇〇学校臨時的任用職員に内申するものです。

期間は、令和5年4月1日から令和5年9月30日までです。

次に〇〇〇〇氏で〇〇〇〇学校臨時的任用職員に内申するものです。

期間は、令和5年4月1日から令和5年8月27日までです。

専決第9号は、3件について内申するものです。

1件目は、〇〇〇〇氏で〇〇〇〇学校臨時的任用職員に内申するものです。

期間は、令和5年4月1日から令和5年9月30日までです。

2件目は、〇〇〇〇氏で〇〇〇〇学校臨時的任用職員に内申するものです。

期間は、令和5年4月1日から令和5年9月30日までです。

3件目は、〇〇〇〇氏で〇〇〇〇学校会計年度任用職員に内申するものです。

期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までです。

専決第10号は、3件について内申するものです。

1件目は、〇〇〇〇氏と〇〇〇〇氏で〇〇〇〇学校臨時的任用職員に内申するものです。

期間は、令和5年4月1日から令和5年9月30日までです。

2件目は、〇〇〇〇氏で〇〇〇〇学校臨時的任用職員に内申するものです。

期間は、令和5年4月1日から令和5年9月30日までです。

3件目は、〇〇〇〇氏で〇〇〇〇学校臨時的任用職員に内申するものです。

期間は、令和5年4月1日から令和5年9月30日までです。

以上です。よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

#### ○教育長

以上で提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

#### ○本多委員

再度確認させてください。任用期間が9月末となっているものと3月末になっているものの違いは何でしたかね。

#### ○課長補佐

欠員補充の臨時的任用職員は、半年更新となっているため9月末となっています。会計年度任用職員は、1年契約のため3月末までの任用期間となっています。

#### ○教育長

その他質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

これで質疑を終わります。これから報告第2号について、採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり承認することに、賛成の委員は挙手願います。

〔全員が挙手〕

全員賛成と認めます。したがって、報告第2号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」は、原案のとおり承認されました。日程第6、報告第3号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

#### ○課長

報告第3号は、川南町教育委員会事務委任規則（平成25年川南町教育委員会規則第9号）第4条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

専決第3号は、学校県費負担教職員の異動内申について承認を求めるものです。異動内申書については、先日閲覧したのようになります。

よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

#### ○教育長

以上で提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから報告第3号について、採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに、賛成の委員は挙手願います。

〔全員が挙手〕

全員賛成と認めます。したがって、報告第3号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」は、原案のとおり可決されました。しばらく休憩とします。

#### ○教育長

会議を再開します。

ここで、会議日程の変更を提案します。日程第14、議案第8号を日程第7とし、それ以降を繰り下げとします。御異議ありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。日程第7、議案第8号「会議録の修正について」を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

#### ○課長

議案第8号、会議録の修正についてです。

川南町教育委員会会議規則（平成25年教育委員会規則第7号）第28条により、令和4年第11回定例会会議録の追加修正をするものです。

内容は、議案第2号の「統合中学校の校名について」です。会議録に、議案第2号「統合中学校の校名については、原案のとおり、可決されました。」と記載していますが、その後「なお、今回の決定は、教育委員会としての案であり、今後議会の承認を経て正式決定となります。」を追加し修正するものです。

当日の会議録にありますように、議案第1号の可決後に「しばらくの間休憩」をとり、新中学校校名について、4つの候補の中から協議を行っています。最終的に「川南町立

川南中学校」を議案とすることでまとめ、会議を再開し議案第2号の統合中学校の校名については、「川南町立川南中学校」で提案しています。

教育委員会制度の意義として、大きく6つある中に、「教育行政の政治的中立性と継続・安定性の確保」があり特段の配慮がなされています。

これまでも再三委員の皆様にお伝えしていますが、学校の設置、管理及び廃止等については、教育委員会で決定をし、最終的には、議会の3分の2の承認が必要となります。今回の議事録の表現が誤解を招くとの御意見もありましたことから今回追加するものであります。

以上です。よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

#### ○教育長

以上で提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

#### ○富山委員

議会で否決された場合はどうなりますか。

#### ○課長

教育委員会で決定したことを町長に報告し、議会で承認を得てから一連の業務が完結となりますが、否決となった場合は不成立となります。その場合は、その後の対応について検討していくこととなります。

#### ○教育長

その他質疑はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから議案第8号について、採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに、賛成の委員は挙手願います。

[全員が挙手]

全員賛成と認めます。したがって、議案第8号「会議録の修正について」は、原案のとおり可決されました。日程第8、議案第1号「川南町学校給食特別対策事業（物価高騰対策）支援金交付要綱を定めるについて」を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

#### ○課長

議案第1号、川南町学校給食費特別対策事業（物価高騰対策）支援金交付要綱を定めるについて御説明します。この要綱は、物価高騰を理由とした学校給食費の値上げにより経済的負担の増加した小中学生を養育する家庭（保護者）を支援するために必要な事項を定めるものです。補助の内容は、令和5年度の給食費が令和4年度の給食費と比較して1食あたり200円増額するため、その支援をするものです。1食当たりの増額分に児童生徒数の学校給食の食数を乗じた額を学校給食会に補助するものです。

以上です。よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

#### ○教育長

以上で提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

#### ○本多委員

値上がり分のみを補助するということですか。4月からでしょうか。

○課長

値上がり分のみで、4月からとなります。

○教育長

その他質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから議案第1号について、採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに、賛成の委員は挙手願います。

〔全員が挙手〕

全員賛成と認めます。したがって、議案第1号「川南町学校給食特別対策事業（物価高騰対策）支援金交付要綱を定めるについて」は、原案のとおり可決されました。日程第9、議案第2号「川南町地域学校協働活動推進員の任命について」を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

○課長

議案第2号、川南町地域学校協働活動推進員の任命について御説明します。

川南町地域学校協働活動推進員設置規則（平成31年教育委員会規則第2号）第4条により、平塚金治氏、古屋真一氏、北原輝隆氏の3名を任命するものです。

期間は、令和5年4月1日から令和7年3月31日までです。

以上です。よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○教育長

以上で提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○富山委員

2人から3人になった理由は何でしょうか。

○課長

長らく担っていただいている平塚氏のノウハウをお二人へ伝授していただき、いずれは2人体制に戻したいと考えています。

○教育長

平塚氏には、トータルコーディネーターとして指揮を執ってもらい、古屋氏、北原氏には実務をお願いすることになります。その他質疑はありませんか。

○本多委員

校区分けは行わず、3人体制で各学校を担当するということですか。

○課長

古屋氏、北原氏でそれぞれの中学校校区を担当してもらおう予定です。平塚氏には、全体を見ていただくことになると思います。

○教育長

その他質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから議案第2号について、採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに、賛成の委員は挙手願います。



[全員が挙手]

全員賛成と認めます。したがって、議案第2号「川南町地域学校協働活動推進員の任命について」は、原案のとおり可決されました。日程第10、議案第3号「令和5年度学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について」を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

○課長

議案第3号、令和5年度学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について御説明します。川南町学校管理規則（平成20年川南町教育委員会規則第7号）第31条第3項の規定により令和5年度学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を次のとおり委嘱するものです。

まず、小中学校7校の学校医の委嘱についてです。

喜多保一郎氏を内科医に、蟻塚高生氏を眼科医に、鳥原康治氏を耳鼻科医に委嘱するものです。

期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までです。

次に学校歯科医の委嘱についてです。

濱本伸治氏を小学校5校の学校歯科医に、三浦誠志氏を中学校2校の学校歯科医に委嘱するものです。

期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までです。

次に学校薬剤師の委嘱についてです。

長船克彦氏を川南小・通山小・多賀小・山本小・国光原中の学校薬剤師に、江上郁代氏を東小・唐瀬原中の学校薬剤師に委嘱するものです。

期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までです。

以上です。よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○教育長

以上で提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありますか。

○椎木委員

昨年度から変更なく継続ということですか。

○今井係長

学校薬剤師が昨年度からは変更となっています。昨年度は、3人体制でしたが今年度から2人体制となりました。

○教育長

その他質疑はありますか。

[「なし」と言う声あり]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから議案第3号について、採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに、賛成の委員は挙手願います。

[全員が挙手]

全員賛成と認めます。したがって、議案第3号「令和5年度学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について」は、原案のとおり可決されました。日程第11、議案第4号「川南町学校運営協議会委員の委嘱について」を議題とします。本件について、提案

理由の説明を求めます。

○課長

議案第4号、川南町学校運営協議会委員の委嘱について御説明します。

川南町学校運営協議会規則（平成31年川南町教育委員会規則第1号）第3条第1項の規定により令和5年度川南町学校運営協議会委員を次のとおり委嘱するものです。

委嘱者は、各小中学校から3人ずつ選出された記載の21人です。

委嘱の期間は、令和5年4月7日から令和6年3月31日までです。

よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○教育長

以上で提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○川添委員

各校3名ずつということですが、どのような人選になっているのでしょうか。

○教育長

規則により、校区内の地域住民、保護者から選定しています。その他質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから議案第4号について、採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに、賛成の委員は挙手願います。

〔全員が挙手〕

全員賛成と認めます。したがって、議案第4号「川南町学校運営協議会委員の委嘱について」は、原案のとおり可決されました。日程第12、議案第5号「川南町教育委員会評価委員の任命について」を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

○課長

議案第5号、川南町教育委員会評価委員の任命について御説明します。

川南町教育委員会評価委員設置要綱（平成26年川南町教育委員会告示第1号）第3条第2項により永友靖氏と黒木秀一氏を川南町教育委員会評価委員に任命するものです。

任命期間は、令和5年4月1日から令和7年3月31日までです。

よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○教育長

以上で提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから議案第5号について、採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに、賛成の委員は挙手願います。

〔全員が挙手〕

全員賛成と認めます。したがって、議案第5号「川南町教育委員会評価委員の任命について」は、原案のとおり可決されました。日程第13、議案第6号「辞令発令につい

て」を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

#### ○課長

議案第6号、職員の辞令発令について御説明します。

内容につきましては、議案書のとおりとなります。

よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

#### ○教育長

以上で提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから議案第6号について、採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに、賛成の委員は挙手願います。

〔全員が挙手〕

全員賛成と認めます。したがって、議案第6号「辞令発令について」は、原案のとおり可決されました。日程第14、議案第7号「川南町会計年度任用職員の辞令発令について」を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

#### ○課長

議案第7号、川南町会計年度任用職員の辞令発令について御説明します。

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2の規定及び、川南町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（平成元年条例第15号）第28条規定により次のとおり定めるものです。

当該職員の〇〇〇〇氏を川南町会計年度任用職員（常勤講師）に任用し、〇〇〇学校に勤務を命ずるものです。

期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までです。

次に、〇〇〇〇氏を川南町会計年度任用職員（常勤講師）に任用し、〇〇〇学校に勤務を命ずるものです。

期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までです。

次に、〇〇〇〇氏を川南町会計年度任用職員（非常勤講師）に任用し、〇〇〇学校勤務を命ずるものです。

期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までです。

以上の3件になります。よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

#### ○教育長

以上で提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから議案第7号について、採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに、賛成の委員は挙手願います。

〔全員が挙手〕

全員賛成と認めます。したがって、議案第7号「川南町会計年度任用職員の辞令発令について」は、原案のとおり可決されました。日程第15、「その他」に入ります。まず

事務局から連絡等があればお願いします。

○対策監

(不登校児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の指導要録上の出欠の取扱いについて別紙にて説明。)

○教育長

教育委員の皆様から、何かございませんか。

〔「ありません」と言う声あり〕

他になければ次回定例会の日程についてお諮りします。次回は、3月30日としてよろしいですか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なし、ということで次回定例会の日程につきましては、4月26日水曜日午前9時30分から定例会を行うことに決定しました。これで、令和5年第3回川南町教育委員会定例会を閉会します。お疲れ様でした。

上記は、川南町教育委員会のでん末に相違ないことを証明する。

令和5年4月26日

川南町教育委員会 教育長

坂本 聡夫

川南町教育委員会 教育委員

椎木 祐司